

新しい時代の公益法人制度の在り方に関する有識者会議「最終報告」の公表について

2023年6月2日に「新しい時代の公益法人制度の在り方に関する有識者会議」の「最終報告」が公表され、今後の公益法人制度改革の方向性が示されました。

当会議は、民間による公益的活動を一層活性化し政府が掲げる「新しい資本主義」の実現に資する観点から、公益法人制度の在り方の改革のために2022年10月以降に開催されてきた会議であり、本報告はその結果の最終報告となります。

今回は本報告で示された改革案からいくつかの例をとりあげ、その中で指摘された現行の課題および主な改革案について確認していきます。

(ポイント)

- 収支相償原則の改革案
- 遊休財産規制の改革案

1. 収支相償原則の改革案

■収支相償原則の現行の課題

- ・単年度の収支赤字を強いるものであるという誤解が根強く残っていることに加え、収支均衡の判定において過去の赤字が考慮されず、また細かな事業単位ごとの赤字が求められることで、法人の効果的な財源の活用が困難になっている。
- ・呼称も含め抜本的に見直す。

★収支相償原則に関する主な改革案

・「中期的な収支均衡」

「公益目的事業の実施に要する適正な費用を償う額を超える収入を得てはならない」とされている現行の規定を、公益目的事業の収入と適正な費用について中期的に均衡を図る趣旨が明確となるよう見直す。また、「中期的な収支均衡」の判定は、公益目的事業全体について過去に発生した「赤字」も通算した収支差額に着目して行う。

・「公益充実資金(仮称)」の創設

将来の公益目的事業の発展・拡充を積極的に肯定する観点から、「公益充実資金(仮称)」を創設する。当該資金の積立ては「中期的な収支均衡」の判定において費用とみなす。

(裏面に続く)



新しい時代の公益法人制度の在り方に関する有識者会議「最終報告」の公表について

2. 遊休財産規制の改革案

■遊休財産規制の現行の課題

- ・安定した法人運営の継続や不測の事態に備えるために必要な財産は、法人の事業内容や規模等によって異なり、公益目的事業費1年相当分という上限を超えた保有が必要な場合も存在する。
- ・上限額となる当該事業年度の事業費が事業年度末まで確定しないことなど、法人にとって予見可能性が低い枠組みとなっている。

★遊休財産規制に関する主な改革案

・「上限」(公益目的事業費1年相当分)超過の取扱いの柔軟化・明確化

合理的な理由により上限額を超過した場合、法人自ら、「超過した理由」及び「超過額を将来の公益目的事業に使用する旨」を行政庁の定める様式に記載し、開示することで明らかにする。

また、貸借対照表の内訳表により財務状況を透明化し、超過額が公益目的事業のために使用されることを明確化するとともに、翌事業年度以降も上限額を超過している状態が継続している場合、そのことに引き続き合理的な理由があるか、また超過額の公益目的事業への使用状況等をフォローアップする。

・上限額の基準となる1年相当分の公益目的事業費について

現行の「当該事業年度の公益目的事業費」から、「前事業年度までの5年間の公益目的事業費の平均額」に改める。(ただし一定の場合は、「当該事業年度の公益目的事業費」又は「前事業年度の公益目的事業費」を選択することも可能とする。)

(朝日税理士法人 公益法人チーム編集)

シリーズ: 社団・財団法人の実務家のひとこと

<新しい時代の公益法人制度の在り方に関する有識者会議「最終報告」について>

公表された「最終報告」では改革の方向性として、「より柔軟・迅速な公益的活動の展開」、「国民からの信頼・協力」、「民間による公益的活動の活性化のための環境整備」という3つの観点から検討されており、今回取り上げた収支相償や遊休財産規制の改革は「より柔軟・迅速な公益的活動の展開」のための政策の一部として提案されています。ちなみに「国民からの信頼・協力」では情報開示の充実や理事会・監事等の機能強化といった改革案が、「民間による公益的活動の活性化のための環境整備」では公益信託制度改革や公益法人行政のDXの推進などの改革案が取り上げられております。

今後のスケジュールの予定としては、令和6年に改正法案の国会提出、令和7年度を目途に新公益法人制度施行と計画されており、公益法人制度改革をめぐる今後の動向により一層の注目が必要です。

朝日税理士法人

東京都千代田区平河町2-7-4 砂防会館別館A 5階 Tel:03-3556-6000 Fax:03-3556-6001

<http://www.asahitax.jp/index.html>

本資料は、社団・財団法人向けの一般的な情報提供を目的としたものです。記載された意見や予測等は作成時点のものであり、正確性、完全性を保証するものではなく、今後予告なく変更されることがあります。事前の了承なく複製または転送等を行わないようお願いします。